

令和8年(2026年)3月2日

豊中市長 長内 繁樹 様

第13期人権文化のまちづくりをすすめる協議会
会長 石元 清英

豊中市人権文化のまちづくりについて(答申)

人権文化のまちづくりをすすめる協議会は、豊中市の人権文化のまちづくりをすすめる規則第2条の規定により、令和6年(2024年)7月10日付、豊市平第225号で諮問のあった人権文化のまちづくりをすすめるための総合的な施策について別紙のとおり答申いたします。

(別紙)

豊中市人権文化のまちづくりについて (答申)

豊中市長より諮問された

- ・人権についての市民意識調査(予定)について
- ・人権平和センターの取組みについて
- ・多文化共生の取組みについて
- ・庁内各附属機関委員就任者向けの人権啓発についてなど

以上4つの項目について、本協議会は2024年度～2025年度の6回の協議における議論を行った。

1 人権についての市民意識調査について

意識調査の設問等について審議し、同調査の結果について下記のとおり意見を付記する。

① 人権教育・啓発の課題

豊中市の人権教育・啓発の課題として、主として以下の3点を指摘することができる。

第1に、権利や憲法についての市民の理解が高くないということである。「人権には必ず義務がともなう」という意見についてどう思うのかを問うと、「そう思う」と「どちらかといえばそう思う」を合わせた回答『そう思う』の割合が60.6%であり、「そう思わない」と「どちらかといえばそう思わない」を合わせた回答『そう思わない』は12.8%にすぎない。そして、「日本国憲法は、国民が従うべきルールである」という意見については『そう思う』の割合が70.9%で、『そう思わない』の割合11.7%を大きく上回っている。このように、これらの意見を肯定する回答が多くなっているのであるが、この2つの意見はいずれも正しいとはいえない。

人権は、すべての人が生まれながらにもっている権利であり、何らかの義務を果たした人に人権が与えられたり、義務を果たさなかったという理由で、人権が奪われたりするものではない。権利の行使には責任がともなうが、義務はともなわないのである。責任と義務を混同しているのではないと思われる。人権に義務がともなうという誤解は、個々人の権利の行使を抑制し、我慢を強いることにもなりかねない。また、自分の権利を主張することが「自分勝手」や「わがまま」といった間違った見方を生むことにもなる。

日本国憲法は、国民が従うべきルールであるという意見についてであるが、強大な力を持つ国家が暴走し、国民の権利を侵害することがないように、国民が国家に対して、してはいけないこと、しなければならないことを示したものが憲法であり、憲法は国家権力を縛り、国家の権力行使をコントロールするものである。憲法第99条には、憲法尊重擁護の義務として、「天皇又は摂政、国務大臣、国会議員、裁判官、その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」とあり、国民はあがっていない。法にはいくつかの国民の義務が明記されているものの、上記の条文や立憲主義の観点からは、憲法に従うのは国民というより、国家であるといえる。

憲法で保障されている権利である「表現の自由」「生存権」「団結権」に「税金を納める」「目上の人に従う」「道路の右側を歩く」を加えた6つの選択肢から憲法で決められている国民の権利を選択する問4では、「表現の自由」「生存権」「団結権」の3項目だけを選んだのは18.7%にすぎなかった。憲法

で決められている国民の権利について正しく理解していない市民が非常に多いのである。自分がどんな権利を持っているのか、知らなければ、権利を行使することもできないし、自分の権利を守ることすらできないのである。

以上に述べた権利や憲法の理解は、いわば人権意識の土台といえるもので、権利や憲法を正しく理解することは、人権意識の土台を固め、高い人権意識の形成につながるといえよう。今回の調査では、権利や憲法の理解が高い人ほど、人権意識が高いという結果が出ている。権利や憲法の理解を高める人権教育・啓発の取組みが必要である。

調査結果から明らかになった人権教育・啓発の課題の2つ目は、若年層の回答に自己責任論の影響が強く表れているということである。人権に関わるさまざまな意見や考え方に対して『そう思う』と回答した割合を年齢別にみると、次のような意見や考え方について、『そう思う』という回答割合が16～19歳で最も高くなっていた。

『そう思う』の割合をみると、問2では、「差別の原因は、差別された人の側にもある」16～19歳27.7%（全体16.6%）、「差別された人は、まず世のなかに受け入れられるように努力する必要がある」16～19歳37.3%（全体18.7%）、「人権問題は、差別する人と差別される人との問題であり、自分には関係がない」16～19歳21.5%（全体8.1%）、「競争社会だから、競争に負けた人が不利益を受けるのは仕方がない」16～19歳41.5%（全体21.8%）、問6では、「いじめはいじめを受ける子どもにも問題がある」16～19歳44.6%（全体15.6%）、「不登校は本人が努力すれば克服できるはずだ」16～19歳20.0%（全体10.9%）、問7では、「悪徳商法や詐欺などによる被害が多いのは、高齢者の注意が足りないからだ」16～19歳30.8%（全体10.9%）、「介護を受ける高齢者が、あまりあれこれ自己主張するのはよくない」16～19歳47.7%（全体23.6%）、「民間企業は利益が第一なので、障害者の雇用が進まなくても仕方がない」16～19歳35.4%（全体13.7%）、問8では、「外国人は職場で仕事の内容や待遇面に関して不利益な扱いを受けても仕方がない」16～19歳21.5%（全体7.6%）、そして、問13の「結婚に際して相手が同和地区出身者かどうかを調べることは人権侵害である」という意見に対しては、16～19歳で『そう思う』が最も低く、『そう思わない』が最も高かった（『そう思う』30.8%、全体44.4%、『そう思わない』36.9%、全体20.3%）。

また、問2の「人権には必ず義務がともなう」という意見に『そう思う』と回答した割合が最も高かったのも16～19歳であった（76.9%、全体は60.7%）。

以上のように、差別やいじめ、不登校の原因を当事者の側に求めたり、社会的弱者や少数者が不利益を受けるのは仕方がないというような意見を若年層の多くが受け入れているのであり、人権問題を他人事にみなす若年層も多いのである。小中学校で人権教育を受けてきているであろう16～19歳で、このように、自己責任論に依拠したかのような回答が目立ち、人権には義務がともなうと誤解している回答が多いのであろうか。これまでの人権教育の成果と問題点を明らかにし、これからの人権教育の進め方を検討していく取組みが急務であると考えられる。

第3に、人権教育・啓発の課題としてあげられるのは、同和問題に関する「寝た子を起こすな」という意見を肯定する回答が依然としてみられるということである。

問13では、「同和問題は、そっとしておけば自然となくなる問題だから、同和教育・啓発はしない方がよい」という意見に対して、『そう思う』と回答した割合は28.3%と、3割弱程度であったが、賛否の判断を保留する回答といえる「どちらともいえない」が37.3%あったため、『そう思わない』の割合

は 33.6%と、4 割にも達していない。同和問題に関する教育・啓発を否定する「寝た子を起こすな」という考え方は、決して少数派とはいえないのである。

問 10 では、同和問題に関する差別的な内容の発言を 6 つ示し、過去 5 年間でいずれかを聞いたことがあるかを問うたところ、聞いたことがあると答えたのは 19.5%であった。数多くあると考えられる、同和問題に関する差別的な発言のうちから 6 つだけを示し、5 年間と、時期を限定しても、約 2 割もの人が差別的な内容の発言を直接聞いているのである。差別的な発言を聞いたと回答した人に発言を聞いてどう感じたかを問うと、「そういう見方もあるのかと思った」が 55.8%で、最も多かった。「そういう見方もあるのかと思った」という感じ方は、一見、中立的であるが、その発言に対して反発・疑問を感じているわけではないので、差別的な考え方に与することもありえるといえる。それに対して、「反発・疑問を感じたが、相手には何も言わなかった」(11.5%)と「反発・疑問を感じ、相手にその気持ちを伝えた」(1.8%)を合わせても、「反発・疑問を感じた」のは 13.3%にすぎない。「そのとおりと思った」が 19.5%、「とくに何も思わなかった」が 10.6%であり、これらに「そういう見方もあるのかと思った」の 55.8%を加えると、85.9%になる。これでは差別的な見方や考え方の再生産が続くことになってしまう。同和問題に関する差別的な発言に出会った際、反発・疑問を感じる市民をどう増やしていくのか、教育・啓発の課題は大きいといえる。

② 多文化共生について

今回の調査の外国籍住民の人権に関する結果と過去の結果を比較すると、「理由に関わらず、不法滞在の外国人を国外に強制退去させることは問題だ」という意見に対して『そう思わない』と回答した割合は、2013 年 46.2%、2019 年 42.9%、2025 年 51.5%と、強制退去を問題だとはみなさない回答割合は、2013 年から 2019 年にかけてはやや減少していたが、2025 年になると、8.6 ポイント上昇し、5 割を超えている。そして、「在日外国人の地方参政権を認めていないことは人権侵害である」という意見に対して『そう思わない』と回答した割合は、2013 年から 2019 年にかけて 24.9%から 22.8%へと、2.1 ポイント減少していたが、2025 年は 42.0%と、19.2 ポイントも増加している。

このように、外国籍住民に対する厳しい見方が目立ってきているのである。これは国の外国人政策の方針変更などが影響しているものと考えられる。また、外国人集住地での近隣住民とのトラブルがメディアで取り上げられ、それが SNS で誇張され、拡散されていることも影響しているであろう。そして在日外国人がさまざまな面で優遇されているという誤った情報（いわゆるフェイク情報）が SNS で飛び交い、外国人が優遇されている分、日本人が損をしているという主張が広がっており、外国籍住民に対する厳しい見方はさらに強くなるように考えられる。

しかし、外国人集住地におけるトラブルにしても、一過性のものが多く、日本に住む外国人の多くは日本社会で共生して生活を送っているのである。こうした事例が数多くあるのにもかかわらず、それらは問題が生じているわけではないので目立つことはなく、トラブルだけに注目が集まるのである。

外国籍住民への規制強化の主張をはじめ、外国籍住民への厳しい見方は、新たな外国人排斥・外国人差別につながる恐れがある。したがって、フェイク情報を点検し、その間違いを指摘していくことが大事であり、地域社会において多様な人たちが互いに理解し合い、尊重し合える共生関係をつくっていくことの意義を伝えていく啓発が今こそ推進されるべきである。

2 人権平和センターの取組みについて

① 児童育成支援拠点事業

児童育成支援拠点事業として、人権平和センター豊中においては、こどもの学び・居場所事業を実施し、同センター螢池においては、こども多世代ふれあい事業を実施している。様々な事情や背景から学校に通いづらい状況の子どもたちが増えている中、多様な居場所や支援の場があるということは大変重要であり、人権平和センターにおいても児童育成支援拠点事業が実施されていることは有意義である。子ども自身が、自分がしんどい状況に置かれていることに気づいていないようなケースが結構あるのではないかと考える。令和7年度からは、全市的な子どもの支援体制強化のために、こども支援課に業務移管されたが、移管先において、今後、子どもが自分の状況を客観的に認識できるような、子ども自身の気づきを促すような取組みを期待する。

② 相談及び人権・平和啓発事業

相談事業においては、人権相談と生活総合相談を行っている。人権相談においては、令和6年度と前年度比較では同数（68件）、令和7年度（12月末現在の数値）は、34件で減少傾向にある。一方、総合生活相談においては、令和6年度（269件）と、前年度（189件）を比較すると、増加しているが、令和7年度（161件・12月末現在の数値）は、減少傾向にある。相談内容は多岐にわたっており、今後とも、相談者に寄り添った丁寧な傾聴を継続するとともに引き続き、関係先への適切なつなぎを行うことを期待する。

人権・平和啓発事業においては、戦争の記憶を若い世代に継承していく取組みを進めていくことが、市民全体の平和意識の涵養に資すると考えられる。そのような考えの中、令和6年度においては、沖縄市との兄弟都市提携50周年を迎え、オンラインシンポジウムや講演会、平和学習プロジェクトなど、さまざまな取組みを実施している。とりわけ、平和学習プロジェクトにおいては、高校生の沖縄派遣事業を実施し、沖縄市内の戦跡巡りや学習発表会をしながら、交流を深め、平和を自分事としてとらえるきっかけになったと考えられる。令和7年度においては、戦後80周年の取組みとして、高校生を対象にした平和に関するショート動画のワークショップを実施し、完成した動画を市ホームページで発信し、幅広い世代に対して平和の尊さを呼びかけている。今後とも、戦争の記憶を若い世代に継承し、平和への取組みを自分事としてとらえてもらえるよう、啓発を推進されるべきである。

3 多文化共生への取組みについて

① 多文化共生指針の進捗について

少子高齢化を背景とした外国人人材の受入れの増加に伴い、豊中市においても、外国籍住民が増加の一途をたどっている。そのような中、市が策定している「多文化共生指針」に基づく各種施策を着実に実施するとともに、小学校区単位で組織されている地域自治組織等においても多文化共生の理念を浸透させていくことが今後ますます求められる。また、学校園にも外国につながる子どもたちが増えているため、日本語学習の支援だけでなく、文化の違いを相互に学び合える取組みを推進してほしい。

加えて、先述のとおり、外国籍住民への見方が厳しくなる中、市に寄せられる排他的な意見に対して毅然と対応できるよう、職員研修を充実させ、市民に問われた場合にきちんと説明できる体制を構築する必要がある。

とよなか国際交流センターにおいては、多言語スタッフや専門相談員による相談事業をはじめ、多岐

にわたる外国人支援や国際理解の取組みを展開していることは非常に評価できる。

相談事業に関しては、今後、少子高齢化の進展に伴い、ひとり暮らし外国人高齢者の介護問題も課題となると想定される。行政の関係部局とも連携し、対応していただきたい。

② 「やさしい日本語」の啓発について

ワークショップの開催や動画の作成に取り組むということだが、動画をオンライン上で公開することによって、色々な人がアクセスできるようになり、外国人住民に関わる機会のある人が学びやすくなることを期待できる。例えば、学校関係者が外国籍の保護者とコミュニケーションをとるときに、どのような言葉で伝えたらよいのか等を学ぶことができるようになる。ぜひ動画を公開されたい。

4 庁内各附属機関委員就任者向けの人権啓発についてなど

各附属機関委員就任者向けの人権啓発の内容について審議し、啓発リーフレットを作成した。

作成されたリーフレットが、今後、各附属機関において、人権尊重を基軸とした議論が活発になることを期待する。

5 まとめ

人権に関する課題がますます複雑化・多様化する社会の中で、豊中市が、人権尊重が当たり前のこととして受け入れられる人権に根ざした文化を創造し、すべての人の人権が尊重されるまちづくりに向け、着実に人権行政を推進することを強く要望し、本答申とする。